別表第１のニのイ中「972単位」を「976単位」に、「913単位」を「917単位」に、「854単位」を「858単位」に、「797単位」を「800単位」に、「776単位」を「779単位」に、「756単位」を「759単位」に、「734単位」を「737単位」に改め、同ニのロ中「1,215単位」を「1,220単位」に、「1,069単位」を「1,073単位」に、「983単位」を「987単位」に、「896単位」を「900単位」に改め、同ニのハ中「1,147単位」を「1,152単位」に、「870単位」を「874単位」に、「795単位」を「798単位」に改め、同ニのヘ中「622単位」を「620単位」に、「455単位」を「453単位」に、「366単位」を「364単位」に改め、同ニのホを次のように改める。

ホ　法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　利用定員が５人の場合	1,608単位
⑵　利用定員が６人の場合	1,347単位
⑶　利用定員が７人の場合	1,160単位
⑷　利用定員が８人の場合	1,020単位
⑸　利用定員が９人の場合	911単位
⑹　利用定員が10人の場合	824単位
⑺　利用定員が11人以上の場合	699単位

別表第１のニの注２の次に次のように加える。

２の２　ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　利用定員が10人以下の場合	12単位
ロ　利用定員が11人以上20人以下の場合	８単位
ハ　利用定員が21人以上の場合	６単位

別表第１のニの注５中「276単位」を「277単位」に改め、同ニの注６のホを次のように改める。

ホ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

⑴　利用定員が５人の場合	410単位
⑵　利用定員が６人の場合	342単位
⑶　利用定員が７人の場合	293単位
⑷　利用定員が８人の場合	256単位
⑸　利用定員が９人の場合	228単位
⑹　利用定員が10人の場合	205単位
⑺　利用定員が11人以上の場合	102単位

別表第１のニの注８を次のように改める。

８　常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員（以下この注８及び第３の１の注８において「児童指導員等」という。）又は指導員（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下この注８及び第３の１の注８において同じ。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除き、イを算定する場合にあっては、注２の２の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等を２以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、１のホを算定している場合は、算定しない。

イ　児童指導員等を配置する場合

⑴　利用定員が10人以下の場合	195単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	130単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	78単位

ロ　指導員を配置する場合

⑴　利用定員が10人以下の場合	183単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	122単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	73単位

別表第１の２の注中「４回」を「２回」に改め、ただし書を削り、同２の次に次のように加える。

２の２　事業所内相談支援加算	35単位

注　指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に２の家庭連携加算又は３の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

別表第１の４中「42単位」を「30単位」に、「58単位」を「40単位」に改め、同４の注１及び注２中「平成27年３月31日」を「平成30年３月31日」に改め、同１の６中「10単位」を「15単位」に、「６単位」を「10単位」に改め、同６のロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	６単位

別表第１の６の注１中「又は介護福祉士」を「、介護福祉士又は精神保健福祉士」に、「100分の25」を「100分の35」に改め、同６の注２中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)」を加え、同６の注２を注３とし、同６の注１の次に次のように加える。

２　ロについては、指定通所基準第５条又は第６条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

別表第１の11及び12を次のように改める。

11　送迎加算

イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合	54単位
ロ　重症心身障害児に対して行う場合	37単位

注１　イについては、障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、１のイ又はロを算定している場合は、算定しない。

２　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

12　延長支援加算

イ　障害児（重症心身障害児を除く。）の場合

⑴　延長時間１時間未満の場合	61単位
⑵　延長時間１時間以上２時間未満の場合	92単位
⑶　延長時間２時間以上の場合	123単位

ロ　重症心身障害児の場合

⑴　延長時間１時間未満の場合	128単位
⑵　延長時間１時間以上２時間未満の場合	192単位
⑶　延長時間２時間以上の場合	256単位

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。